

科学研究費助成事業（科学研究費補助金）研究成果報告書

平成 24 年 5 月 7 日現在

機関番号：30106

研究種目：挑戦的萌芽研究

研究期間：平成 22 年度～平成 23 年度

課題番号：22653065

研究課題名（和文） 連帯の規範における<重度知的障害者>の包摂に関する研究

研究課題名（英文） A Study of Canon of Solidarity with the Inclusion of Severe Learning Disabilities.

研究代表者

田中 耕一郎 (TANAKA KOICHIRO)

北星学園大学社会福祉学部・教授

研究者番号：00295940

研究成果の概要（和文）：

<重度知的障害者>をいかに承認しうるかという問いは、連帯規範の人間概念に<重度知的障害者>をどのように包摂しうるのか、という問いと同義であるが、現代の福祉国家を哲学的次元において基礎づけてきたリベラリズムの正義では、人間概念の核に自律性を置くが故に、そもそも<自律性なき者>（と評価された者）の存在は、その理論的射程に含まれてこなかった。本研究では、先ず、リベラリズムの人間概念に異議を唱えた幾つかの倫理的思考を検討しながら、<重度知的障害者>の承認問題におけるそれらの可能性を考察し、次に、<重度知的障害者>も含め、あらゆる人間存在を包摂し、かつ、万人が自明と認めうる普遍的な人間的属性として vulnerability を提起しつつ、この人間的属性から連帯規範を立ち上げることの可能性について検討した。

さらに、「何」を平等に分配することが<重度知的障害者>をも包摂した連帯規範に適うことなのかという問いを検討するために、リベラリズムにおける連帯の規範理論を代表するジョン・ロールズの『正義論』とアマルティア・センの潜在能力アプローチについて検討を加え、これらの規範理論が<重度知的障害者>の理論的・実践的包摂において課題を抱えていることを指摘した。そのうえで、vulnerability という人間属性から演繹される基本財としてのケアに着目し、「ケアの平等分配」が何を意味しているのか、さらにその実現可能性をどのように描けるのかを検討した。

研究成果の概要（英文）：

The question of how to recognize the severely learning disability is similar to the question of how to subsume the severely learning disability into the concept of human being of canon of solidarity.

Justice of Liberalism have been sustained the welfare state in philosophical dimension that focused on the autonomy, therefore liberalism banished the severely learning disability from its theoretical scope.

First, I discussed some ethical thinking that have been claimed the concept of human being of liberalism. And I considered their possibility to recognize the severely learning disability. Second, I propounded a concept of vulnerability that can subsume

the severely learning disability, and I considered the possibility to establish the canon of solidarity form vulnerability.

Third, I considered what should be distributed by society to suitable for the canon of solidarity that included severe learning disabilities. By considering ‘A Theory of Justice’ by John Rawls and ‘Capability Approach’ by Amartya Sen, I showed some problems in these theories of canon of solidarity to subsume severe learning disabilities. Then I focused Care that is deduced from the vulnerability that is basically attribution of human being. And I considered the implications that ‘equal distribution of care’ for severe learning disabilities. Additionally, I discussed its feasibility.

交付決定額

(金額単位：円)

	直接経費	間接経費	合計
平成 22 年度	500,000	0	500,000
平成 23 年度	500,000	150,000	650,000
年度			
年度			
年度			
総計			

研究分野：

科研費の分科・細目：

キーワード：正義、ケア、連帯規範、ヴァルネラビリティ、重度知的障害者

1. 研究開始当初の背景

1990年代後半以降、社会福祉研究においても、ジョン・ロールズやアマルティア・セン、ロナルド・ドゥオーキン等の現代リベラリズムにおける規範理論を参照にしつつ、自由や平等、分配的正義など、いわゆる連帯の規範に係る鍵概念の問い直しを主題とした規範的(normative)研究への取り組みが見られるようになってきた。

応募研究者の研究もまた、これらの規範的研究に連なるものであるが、応募研究者がその研究の視座に置こうとしているのは、現在、福祉国家再編を志向して展開されるいわゆるワークフェア型の政策論の文脈においてはもとより、現代リベラリズムにおける正義をめぐる議論においてさえも、多くの場合、制度の〈他者〉に位置づけられてきた〈重度知

的障害者〉という視座である。ここでいう〈重度知的障害者〉とは、医療や福祉、教育の分野におけるそれのように、認知機能や社会的適応行動に関する精神医学的・心理学的測定によって抽出される概念ではなく、合理的理性や自律性を所与とする近代の市民概念から放逐された人々を象徴する概念として捉えられる。また、それゆえに、〈重度知的障害者〉という視座は先行の連帯規範を問い直すための政治哲学的視座となりうると考える。

この〈重度知的障害者〉を視座に置いて連帯規範を問い直すという着想は、「福祉から就労へ」の符丁を掲げながら展開されるワークフェア型の政策において、社会投資としての効果が表れやすい「軽症」(岩田正美(2006)

「バスに鍵はかかってしまったか?」『思想』No. 983、148)への重点化が進行する中で、「自

律性の欠如体」として評価され、自らの要求を表出する「言説の資源 discursive resources」(齋藤純一(2005)『思考のフロンティア 公共性』岩波書店、9)を有さない人々、すなわち、〈重度知的障害者〉に象徴される人々が福祉政策の対象から切り分けられてゆくことへの危惧から発している。

ロザンヴァロンは、現代の福祉国家の危機を、財政的次元や個々の制度の機能不全においてではなく、哲学的次元において捉えられるべきだと述べたが(ピエール・ロザンヴァロン(2006)『連帯の新たなる哲学』勁草書房、2)、この〈重度知的障害者〉の「分断」という現象もまた、ロザンヴァロンの言う福祉国家の危機の一つの表れであると解するなら、それはやはり、哲学的次元における危機として捉えられるべきであろう。すなわち、〈重度知的障害者〉の「分断」は、「社会契約の持つ慣用的表現を再考察し、正義や公正の定義を定式化し直す」(ピエール・ロザンヴァロン、前傾書、2)作業を要請していると言えよう。

2. 研究の目的

平成22年度の研究目的は、〈重度知的障害者〉を視座に置きつつ、リベラリズムが規定した人間概念、及びその人間概念に規定された人々の反転可能性 reversibility」を前提とした連帯規範の意義と限界、また、このリベラリズムの人間概念を批判した共同体主義や「ケアの倫理」における、いわば関係主義的に規定される存在承認をめぐる議論の意義と限界等について検討するとともに、このような先行の「個としての自律性」や「関係性の有無」に左右される承認要求を批判し、承認の「属性主義からの離脱」を主張する議論を検討することであった。

また、平成23年度の研究目的は、〈重度知的障害者〉という視座から、リベラリズム

の先行研究における幾つかの鍵概念、すなわちロールズの「無知のヴェール」や「格差原理」、センの「機能」や「潜在能力」等の諸概念を批判的に検証したうえで、〈重度知的障害者〉を理論的射程に包摂した連帯規範において求められるケアという財の性質とその意義について検討し、さらにこのケアの分配において浮上する幾つかの原理的課題について考察することを目的とした。

3. 研究の方法

平成22年度の研究においては、まず、リベラリズムの人間概念に異議を唱えた幾つかの倫理的思考について、〈重度知的障害者〉の承認問題という観点におけるそれらの理論的含意を検証し、次に、〈重度知的障害者〉も含め、あらゆる人間存在を包摂し、かつ、万人が自明と認めうる普遍的な人間的属性としてヴァルネラビリティを提起しつつ、この人間的属性から連帯規範を立ち上げることの理論的可能性について考察した。

平成23年度の研究においては、まず、「何」を平等に分配することが〈重度知的障害者〉をも包摂した連帯規範に適うことなのかという問いを検討するために、リベラリズムにおける連帯の規範理論を代表するジョン・ロールズの『正義論』とアマルティア・センの潜在能力アプローチについて検討を加え、これらの規範理論が〈重度知的障害者〉の理論的・実践的包摂において課題を抱えていることを指摘した。そのうえで、ヴァルネラビリティという人間属性から演繹される基本財としてのケアに着目し、「ケアの分配」が何を意味しているのか、さらにその実現可能性をどのように描けるのかを考察した。

4. 研究成果

(1) 平成22年度の研究成果

平成22年度の研究成果をまとめた「〈重度

知的障害者〉の承認をめぐる」と題する論文は、『社会福祉学』第51巻第2号に掲載された(査読有り)。その概要は以下の通りである。

まず、連帯規範において、「何の平等か」を論じる前に、「誰の平等か」を論じる必要を確認したうえで、リベラリズムの連帯規範論における〈人間〉観を〈重度知的障害者〉の視座から検証した。

例えば、自由と正義をめぐる議論の再燃を喚起したロールズの「無知のヴェール」は、合理性・道理性を有する〈人間〉が原初状態において正義の二原理を導出するためのものであったが、そこでは、合理性・道理性の保有そのものは「無知のヴェール」によって覆い隠されていない。このように「無知のヴェール」が合理性・道理性という能力の保有を前提としている以上、その能力を保有しない者、或いは保有し得ないと評価された者の観点から言えば、これを「不偏的な視点を設定するためのメタファー」としては認めがたいだろう。

また、センやヌスバウムのアプローチは、カント的人間観に依拠するロールズに比して、〈例外〉を極めて少なくするという点において、その意義を評価されるべきであるが、しかしセンやヌスバウムにおける個々の潜在能力への着目と、それぞれの状況に応じた支援の正しさを認めるにしても、〈外〉からのエンパワメントによって自律性を発揮する潜在能力を現実には万人が有しているとは認められない以上、その限界性は否めない。

このようなリベラリズムにおける「人間」概念批判における論理の限界を乗り越える試みとして、属性主義による「人間」概念の構築を否定する論理がある。それは人間の生を根源的に肯定しようとする、まさに倫理的思考であると言えるだろう。しかし、応募研

究者はこのような論理をとらない。なぜなら、連帯規範の論理は「生命が肯定されること」と、「存在が承認されること」の違いにあえて切り込み、市民の政治的権利の生を再定義し直す必要があるからだ。

そこで、応募研究者は、レヴィナスの哲学やヨナスらのケア倫理が提起する〈可傷性 vulnerability〉の概念において、〈重度知的障害者〉を包摂する人間的属性について検討した。その検討において、〈重度知的障害者〉のヴァルネラビリティを気遣うケアという財の必要性と、それを分配財として正当化しうる論理をシュクラの「恐怖とリベラリズム」、コーエンのミッドフェアの概念において考察した。

その結果、ヴァルネラビリティという属性は、誕生から死に至る人生の過程において、あらゆる人間に普遍的な属性であり、この属性による承認は「言説の資源」を保有しない〈重度知的障害者〉をもその射程に包摂すること、また、このヴァルネラビリティによる承認から演繹される分配すべき財の内容とその分配を正当化する指標は、人々の自律性の発揮の可能性でも、そのコストや効率性の指標においてでもなく、ヴァルネラビリティが生起させるであろう「残酷さ」を回避することに主眼が置かれ、故に、その財は人々の「行使されるべき自由」を保障するものにとどまらず、直接的に人々の「残酷さ」を回避させるものをも含むことになること、等を指摘した。

(2) 平成23年度の研究成果

平成23年度は、〈重度知的障害者〉という視座から、リベラリズムの先行研究における幾つかの鍵概念を批判的に検証したうえで、〈重度知的障害者〉を理論的射程に包摂した連帯規範において求められるケアという財

の性質とその意義について検討し、さらにこのケアの分配において浮上する幾つかの原理的課題について検討した。

先ず、応募研究者は〈重度知的障害者〉の生の保障をロールズの原初状態から導出することが困難であることを指摘した。なぜなら、そもそも無知のヴェールによる原初状態は、個々人の合理的理性が実現を目指す善の阻害状況を仮想するためのものである以上、そのような状況から導出される社会的基本財は、合理的理性による善の発揮を促す「公共的価値」を帯びたものとなる。故に、そこでは自らの善の自律的実現に向かう合理的理性の所有者たちの相互性 reciprocity は想定し得ても、〈重度知的障害者〉との間に相互性は想定されないからだ。このように、原初状態において合理的理性の所有者たちが〈重度知的障害者〉の存在を承認することは原理的に困難である。

次に、センの潜在能力に焦点を当てるアプローチにも、〈重度知的障害者〉の包摂においてなお問題が残されていることを指摘した。なぜなら、かつてコーエンが批判したように、善き生の中心的な特徴は「価値ある機能を達成する能力である」とするセンは、外部からの支援や社会資源の整備を念頭に置きつつも、やはり、自由を行使しうる自律的能力(或いは潜在的な自律能力)を所有する人間観を前提としているからである。

このように、ロールズとセンにおける「何の平等か」をめぐる見解を批判的に検討した上で、応募研究者は、〈重度知的障害者〉を包摂しうる連帯規範において分配されるべき「何」としてケア資源を提起し、その根拠と分配において浮上する幾つかの原理的問題について考察した。

先ず応募研究者は、〈重度知的障害者〉をも包摂する普遍的な人間属性としてヴァルネ

ラビリティを置き、この人間属性から立ち上がる連帯規範が「自由より根源的なもの」として「残酷さからの解放」を第一義的に志向することを指摘した。

〈重度知的障害者〉におけるヴァルネラビリティの特質の一つは、ケアレスパーソンとなりうる蓋然性の高さにあると言っても良い。したがってヴァルネラビリティに基づく連帯規範は、親密圏において居場所を喪うリスク、すなわちケアラーとの関係の外部に置かれるリスクの高い〈重度知的障害者〉を想定する必要があるが、この想定に立った時、連帯規範は人称的な関係主義をいかに超えるかという難問と向き合う必要に迫られる。

この難問を考えていくための道筋として、応募研究者は先ず、同質・同量のケアを機械的に平等に分配することは不可能であるし、意味がないことを指摘した。個々のヴァルネラビリティの発現は多様であり、それぞれが〈比類なきもの〉である以上、それらへのケアもまた多様でなければならない。したがって、平等に分配できるのはケアそのものではなく、ケアの発動を期待できる人称的關係性の創出に係る資源である。これを「ケア資源の分配」とした。さらに応募研究者はこのケア資源の分配をめぐる浮上する次の二つの問いを検討した。

第一はケア資源の分配の規準に係る問いである。この問いが難問である理由は、人々を平等に遇しつつ、かつ人々のヴァルネラビリティの多様性を個別に気遣うことの矛盾を調停する方法が見出し難いからに他ならない。ケアの観点に立つと、あらゆる残酷さはそこに放置されてはならない〈比類なきもの〉であり、ある残酷さが他の残酷さよりもましであるか否かという問い自体が、ケアにおいては禁忌とすべき問いとなる。したがって、残酷さの個別性や唯一性を気遣うという

ケアの条件を分配する際には、比較秤量の観点においてではなく、個々を〈比類なきもの〉として捉えられなければならない、個別的な残酷さの状況に応じたケア資源の分配が必要である。

二つ目の問いはケアの妥当性に係る問いである。ケア資源の分配はあくまでもケアを創出しようとする条件の分配に過ぎず、この条件が上述したケアの特質を十全に充たしうるケアを発動するか否かをめぐっては「ケアの妥当性」に関する問いが問われなければならない。このような「何が適切なケアであるか」という規準の策定は容易な作業ではないが、個別事例の蓄積を通して一定程度のミニマムな経験的指標を構築することは不可能なことではないだろう。確かにあらゆる〈ケア〉は〈重度知的障害者〉のヴァルネラビリティが残酷さとして発現することを回避し、その福祉を図ろうとするが、既に見たように、ケアの内実そのものはその特質において一般化を拒絶する。しかし、だからと言って個々のケアをそれぞれの人称的關係性に委ねることは、善きケアの探求に関する諦観に他ならず、この諦観は残酷さの解消の責任を個々の人称的關係性へ放置する結果を招来しかねない。

例えば「ヴァルネラブルな他者を専心的に気遣い、その存在の唯一性を尊重すべき」というケア倫理を職業的ケアラーの職業倫理として定式化することは可能であるし、そこから個別の「ケアの妥当性」を測る原則を経験的に演繹することも不可能ではないはずだ。職業的ケアラーとはヴァルネラビリティへの職業的有責性によって、特別な関心を対象者に向ける倫理原則を職業倫理とする職種であると言えるのではないか。その倫理原則とは、リベラリズムのそのように、ある種の能力概念によって措定された人間属性

から演繹されるものではなく、人間が置かれるべきではない残酷さの普遍性によって演繹される原則であるべきであり、ケアしなければならぬ残酷さとは何か、そしてケア実践そのものが回避しなければ残酷さとは何かを不断に問い続けることによって積みあげられていく原則ではないかと思える。

ケアか正義か、或いは自由かそれとも残酷さからの解放かといった二者択一を迫る問いは暴力的である。このような二者択一の強要に対して唯一応えうる解は、「どちらも」という解である。〈重度知的障害者〉もまたケアと正義をともに必要とする。彼らは極限の存在、すなわち「最も不利な立場にある人々 the latest advantaged」の位置において、この不可欠な二つの連帯規範の接合を求めているのだと言える。

5. 主な発表論文等

(研究代表者、研究分担者及び連携研究者には下線)

〔雑誌論文〕(計2件)

- ① 田中耕一郎、〈重度知的障害者〉の承認をめぐって、社会福祉学(日本社会福祉学会)、査読有、第51巻第2号、2010年、pp.30-42
- ② 田中耕一郎、〈重度知的障害者〉とケアの分配について、北星学園大学社会福祉学部北星論集(北星学園大学)、査読無、第49巻、pp.115-127

〔学会発表〕(計1件)

- ① 田中耕一郎、パーソナルアシスタンス制度とケアの自律、北海道障害学研究会(はこだて未来大学)、2011年1月28日。

〔図書〕(計0件)

〔産業財産権〕

- 出願状況(計0件)
- 取得状況(計0件)